

# 平成 27 年度川越市食品衛生監視指導計画(案)に関する意見 (埼玉消団連 2015 年 2 月 24 日提出)

## 1. P5 4 埼玉県、さいたま市、越谷市等との連携について

- ・この間、川越市・埼玉県・さいたま市とそれぞれが食品衛生監視指導計画を作成し、その結果についてもそれぞれで作成をおこなっておられます。消費者として公表された計画、報告書を拝見する際、検査計画・報告など同じことをおこなっていても、文章表現が一致しておらず理解することが難しい状況になっております。川越市におかれましては、埼玉県・さいたま市・越谷市の間で連携をとり、より消費者にわかりやすい計画と報告の作成を要望いたします。

## 2. P6 5 (1) 食品表示について

- ・食品表示は今後、食品衛生法、日本農林規格（JAS 法）、健康増進法の 3 法に分かれていたものが章句品表示法の制定により一元化されます。  
飲食店や中食での食材の偽装表示も記憶に新しいところです。今年度、川越市においては、より詳しく監視指導計画に組み込むことを要望します。また、新たな機能性食品の表示も始まり、厳しい監視がますます重要になってきます。厳しい監視の実施とともに、市民への情報提供が広くいきわたるよう要望いたします。
- ・改正景品表示法により、「不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令の一部を改正する政令」が 11 月 17 日に公布されました。この中で県の権限が強化されています。川越市としては県とどのような連携体制を構築されるのかお聞きいたします。

## 3. P8 重点的監視事項 (1) 施設別対策 ③ 生食用食肉を取り扱う施設に対する監視指導について

- ・川越市においては、生食用食肉を取り扱う施設に対する届出制度の導入など、予防対策を講じておられますが、肉の生食については、消費者が情報を取得する頻度の高いインターネットのホームページやグルメ紹介雑誌には、不正確な情報が氾濫し「新鮮だと大丈夫」などの間違った情報のもと、食肉の生食などがおこなわれています。消費者にとって、ホームページや雑誌の情報を活用することは保健所などから情報を得るよりはるかに利用頻度が高く、また、店が堂々と PR していれば安心して食べられると判断する人もいると思われまます。豚肉への規制導入を契機に、さらに厳しい監視指導をおこなうとともに、食肉の生食を提供しないように指導をおこなってください。また、その施設で働くすべての人への正しい知識の指導を、引き続きおこなうことを要望いたします。

以上